

## 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部改正について

### 1 改正理由

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例(平成25年滋賀県条例第25号)の規定に基づく指定の申出があった特定非営利活動法人について、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の規定による指定を行うため、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例(平成25年滋賀県条例第75号)の一部を改正しようとするものです。

### 2 指定する法人の概要

#### 特定非営利活動法人しがNPOセンター

事務所の所在地	滋賀県近江八幡市桜宮町 207 番地の 3
代表者氏名	阿部 圭宏
法人設立年月日	平成 23 年 9 月 22 日
事業の概要	この法人は、滋賀県における市民活動やNPOの支援、地域コミュニティの支援、及び多様なセクター間の協働推進を行うことにより、滋賀における市民社会の健全な発展に寄与することを目的とする。  (主な事業) ・市民活動・NPO支援、地域コミュニティ支援のための情報提供、相談・コンサルティング、マネジメント・人材育成に関わる事業

### 3 指定の基準

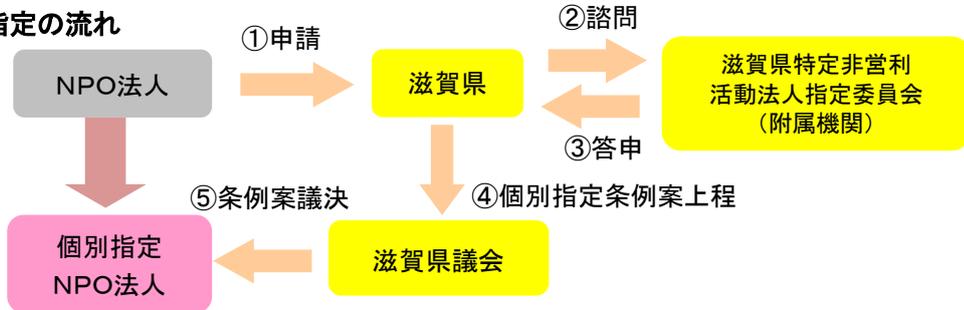
滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例および同施行規則により指定の基準および手続を規定している。

- ① 次の要件を満たしていること。
  - ・ 県内で活動するNPO法人であること。
  - ・ 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものであること。
  - ・ 定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること。
  - ・ 法人以外の者から支持されている実績があること。
- ② 事業活動において共益的な活動の占める割合が 50%未満であること。
- ③ 運営組織および経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること。

#### 4 滋賀県特定非営利活動法人指定委員会への諮問結果

滋賀県特定非営利活動法人指定委員会に諮問したところ、令和7年12月4日に当該委員会から「指定の基準に適合すると認めるのが相当である。」との答申があった。

##### (参考) 指定の流れ



## 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例（平成25年滋賀県条例第25号）の規定に基づく指定の申出があった特定非営利活動法人について、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の規定による指定を行うため、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例（平成25年滋賀県条例第75号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として令和8年6月30日まで指定を受けている特定非営利活動法人しがNPOセンターを、令和13年6月30日まで再度指定することとします。（本則関係）
- (2) この条例は、令和8年7月1日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

議第 27 号

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例（平成25年滋賀県条例第75号）の一部を次のように改正する。

表特定非営利活動法人しがNPOセンターの項中「令和 3 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで」を「令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日まで」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の表特定非営利活動法人しがNPOセンターの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に掲げる特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合については、なおその効力を有する。

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例新旧対照表

旧			新		
<p>滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）を次の表のとおり指定する。</p>			<p>滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）を次の表のとおり指定する。</p>		
名称	主たる事務所の所在地	滋賀県税条例第21条の2第1項第4号の期間	名称	主たる事務所の所在地	滋賀県税条例第21条の2第1項第4号の期間
省略			省略		
特定非営利活動法人しが NPOセンター	近江八幡市桜宮町207 番地の3	令和3年7月1日から 令和8年6月30日まで	特定非営利活動法人しが NPOセンター	近江八幡市桜宮町207 番地の3	令和8年7月1日から 令和13年6月30日まで
省略			省略		
付則 省略			付則 省略		